

子ども手当が始まりました

「子ども手当」は、中学校卒業前の子どもを養育している方に、手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援することを目的とした制度です

1. 概要

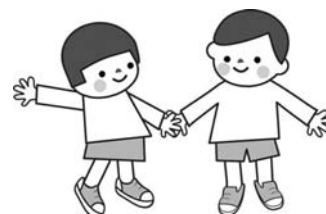
- ・支給対象 中学校卒業まで（生年月日が平成7年4月2日以降）の子どもを養育している方
- ・支給額 子ども一人につき、月額13,000円（平成22年度）
- ・支給月 平成22年6月（4・5月分）、10月（6～9月分）、平成23年2月（10～1月分）、6月（2・3月分）
※平成22年6月には、平成22年2・3月分の児童手当も支給されます

2. 「児童手当」と「子ども手当」の違い

	児童手当（平成22年3月まで）	子ども手当（平成22年4月から）
所得制限	あり	なし
対象年齢	小学校卒業まで （12歳到達後の3月31日まで）	中学校卒業まで （15歳到達後の3月31日まで）
月額 （子ども一人あたり）	3歳未満と第3子以降 10,000円 それ以外 5,000円	13,000円
支給月	6月・10月・12月	

3. 申請の手続き

- ・3月31日現在、清里町から「児童手当」を受給されている方
新たな手続きは不要です。自動的に「子ども手当」へ移行されます。
- ・3月31日現在、「児童手当」を所得制限などにより受給されていない方
「子ども手当」の受給申請の手続きが必要です。
- ・中学2・3年のお子さんがある方
「子ども手当」の受給申請の手続きが必要です。
- ・公務員の方
「児童手当」と同様に、勤務先での受給となります。詳しくは勤務先にお問い合わせください。
- ・4月1日以降に出生または転入された方
「子ども手当」の受給申請の手続きが必要です。なお、申請の翌月分から受給の対象となります。



※手続きが必要な方には、4月下旬に必要な書類を送付しましたが、4月以降に転入された方などで、世帯の状況が判明できない場合に、まだ書類が送付されていないことがあります。手続きが必要な方で、まだ申請書類が届いていない方はお問い合わせください。

4. 申請期限

平成22年5月21日（金）

※申請期限までに申請された場合には、6月からの支給対象となります。

なお、**9月30日（木）**までに受け付けたものについては、特例的に4月分までさかのぼって支給します。9月30日を過ぎますと、満額の支給を受けられなくなりますのでご注意ください。

5. 申請に必要なもの

- 1 申請書
- 2 印鑑
- 3 保護者の健康保険証
（共働きの場合は両親分が必要です）
または会社が発行した証明書
- 4 振込みを希望される金融機関の
預貯金通帳